

平成 25 年 1 月 31 日

社団法人 全国木材組合連合会

会 長 吉 条 良 明 殿

国税庁課税部個人課税課長

橘 光 伸

記帳・帳簿等の保存制度の対象者の拡大についての周知等のお願い（依頼）

貴会におかれましては、税務行政につきまして、平素から深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律が成立し、個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が 300 万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成 26 年 1 月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方について必要となります。

これに伴い、国税庁としては、国税庁ホームページに改正内容等を掲載するとともに、別添のチラシの配布や記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等に関する説明会を開催するなど、改正内容等を適切に周知していくほか、地方公共団体や各種団体等とも連携・協調を図りつつ、改正内容等の幅広い広報・周知等に取り組んでいくこととしています。

貴会におかれましても、該当する組合員の皆様の記帳・帳簿等の保存制度の普及・定着に向け、改正の概要等や税務署が開催する記帳説明会について、ホームページへの掲載やメール配信などにより、組合員の皆様に対する周知方をお願いいたします。